



安全運転管理者選任事業所・
安全運転管理者・副安全運転管理者の皆様へ

お知らせ

『安全運転管理者制度について』

令和2年6月5日より、安全運転管理者に関する届出書などのダウンロードが可能となりました。

また、住民票の写しに替えて運転免許証(両面)コピーの添付が可能となるなど、添付書類も一部変更されました。

詳細については、[富山県警察ホームページ](#) > [交通安全](#) > 『安全運転管理者制度について』を確認してください。

安全運転管理者制度の選任・届出要領を確認の上、「関連ファイルのダウンロード」より必要書式をダウンロードし、添付書類を添えて管轄の警察署へ届け出てください。

(当協会の富山県安全運転管理者協会ホームページ > 富山県安全運転管理者協会の紹介 > 関連機関(富山県警察本部 交通企画課) > 警察本部 交通部 交通企画課 トピックス『安全運転管理者制度について』からも確認できます。)

※ご不明な点は、管轄警察署交通課又は富山県警察本部交通企画課までお問い合わせください。

◆令和2年度安全運転管理者等法定講習について◆

令和2年度安全運転管理者等法定講習については、2020年5月20日付「安管ほっとらいん(VOL. 4)」でお知らせの通り、新型コロナウイルス感染症の安全対策のため開催時期を検討中です。

現在、7月下旬からの開催予定で準備を進めており、開催日時・場所が決まり次第、ホームページに掲載するとともに受講者の皆様に富山県公安委員会からの講習通知書を郵送いたします。

※代理での受講は認められません。

- ・転勤等により安全運転管理者等が変更となる場合
 - ・事業所の所在地や事業所名等が変更された場合
- 速やかに事業所を管轄する警察署交通課へ届け出をしてください。



☆ やさしく 思いやりのある運転を 推進しましょう ☆